

西之表市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度財政援助団体等（指定管理者）
監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月19日

西之表市監査委員 日高 研一
西之表市監査委員 田添 辰郎

令和7年度財政援助団体等（指定管理者）監査結果報告書

1 監査の基準

この監査は、西之表市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（指定管理者）監査

3 監査の対象

令和5年度から令和7年度上半期までに執行された次に掲げる公の施設の管理に係る事務の執行並びに指定管理者による管理運営状況及び貸与備品の管理状況

公の施設	指定管理者	所管課
あっぱ〜らんど	有限会社 種子島環境整備	建設課
安納地区活性化センター	安納校区	農林水産課
西之表市老人福祉センター	社会福祉法人 西之表市社会福祉協議会	福祉事務所

4 監査の着眼点

- （1）協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 安全確保への配慮
- （2）指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- （3）業務の履行確認は、事業報告書等により適切に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、協定書、管理状況等報告書、モニタリング結果等の書類の提出を求め、当該書類の審査並びに当該公の施設や貸与備品の管理状況について確認等を行うとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所

監査委員室及び各施設

（2）日程

- ア 書類等監査 令和8年1月21日から同年3月19日まで
- イ ヒアリング及び実地監査 令和8年1月30日

7 監査の結果

公の施設の管理に係る事務の執行並びに指定管理者による管理運営状況及び貸与備品の管理状況について、関係書類等に基づき監査した結果、いずれの施設もおおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意する軽微な事項や検討事項については、ヒアリング及び実地監査の際、担当者等に口頭で指示しているので、留意されたい。